

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前					
(別紙様式第五号)				(別紙様式第五号)					
[別紙]				[加える。]					
(第一面)				(第二面)					
(単位：百万円、%)				(単位：百万円、%)					
国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末	国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[略]					[同左]				
デリバティブ取引等に関する額 (2)					デリバティブ取引等に関する再構築 (2)				
4		デリバティブ取引等に関するRCの			4		デリバティブ取引等に関する再構築		

		額に1.4を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
[7~22 略]				

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額」とは、レバレッジ比率告示第三条第二項の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額をいう。
- b 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項ただし書の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額をいう。
- c 「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額」の欄には、レバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- d レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示（レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下同じ。）第六条及び第

		コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
[7~22 同左]				

(注)

- a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。
- b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。
- d 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「-」を記載すること。

七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額」の欄には、旧計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

e 「Tier1 資本に係る調整項目の額」の欄には、レバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額をいう。

b レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。

c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

d レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアドオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。

e レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間

に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第一項第二号に掲げる合計額（(2) g の額を除く。）を記載すること。

f 「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の欄には、レバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。

g レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番6と項番7との間に「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。

h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額」の欄には、レバレッジ比率告示第八条第三項における、 CVM_p の額を記載すること。

i レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額」の欄には、旧計算告示第七条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。

- j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）をいう。
- k レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の欄には、旧計算告示第七条第二項第三号に掲げる合計額（同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）を記載すること。
- l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額」の欄には、レバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。
- m レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額」の欄には、旧計算告示第七条第九項の規定により、商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。
- b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額」の欄には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の欄には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。
- b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額」の欄には、レバレッジ比率告示第十条第二項第三項又は第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率

- a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。
- b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載す

ること。

(6) その他

- a 「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表 1 及び表 2 に記載された番号をいう。
- b 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「-」を記載すること。

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM1:主要な指標 (単体)						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
[略]						
12	単体資本バツファー比率					
単体レバレッジ比率						

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM1:主要な指標 (単体)						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
[同左]						
12	単体資本バツファー比率					

13	総エクスポージャーの額					
14	単体レバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番 13「総エクスポージャーの額」及び項番 14「単体レバレッジ比率」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

d [略]

e [略]

f [略]

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

[加える。]

c [同左]

d [同左]

e [同左]

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～d 表]

[a～d 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(単位：百万円、%)

国際様式 (表 21) の該当番 号	国際様式 (表 12) の該当番 号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
	1a	1	貸借対照表における総資産の額	
	1b	3	貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)	
2	7	Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)		
3		オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
6		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)		
8		清算会員である商工組合中央金庫が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		

9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
単体レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)		
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
22		単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額」の欄には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

- b レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示（レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下同じ。）第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額」の欄には、旧計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。この場合において、旧計算告示第六条中「連結貸借対照表（第三条に定める連結の範囲について作成した連結貸借対照表をいう。以下同じ。）」とあるのは、「貸借対照表」と読み替えるものとする。
 - c 「Tier1 資本に係る調整項目の額」の欄には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- (2) デリバティブ取引等に関する額
- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額をいう。
 - b レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、旧計算告示第七条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。この場合において、旧計算告示第七条第二項中「商工組合中央金庫又は連結子法人等」とあるのは、「商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。
 - c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
 - d レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアドオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、旧計算告示第七条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。この場合において、旧計算告示第七条第二項中「商工組合中央金庫又は連結子法人等」とあるのは、「商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。
 - e レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第一項第二号に掲げる合計額（(2) g の額を除く。）

を記載すること。

- f 「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の欄には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。
- g レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番6と項番7との間に「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、旧計算告示第七条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。この場合において、旧計算告示第七条第十一項中「連結貸借対照表上」とあるのは、「貸借対照表上」と読み替えるものとする。
- h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額」の欄には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第三項における、 CVM_p の額を記載すること。
- i レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額」の欄には、旧計算告示第七条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。この場合において、旧計算告示第七条第十二項中「商工組合中央金庫又は連結子法人等」とあるのは、「商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。
- j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる額（同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）をいう。
- k レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の欄には、旧計算告示第七条第二項第三号に掲げる額（同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）を記載すること。この場合において、旧計算告示第七条第二項中「商工組合中央金庫又は連結子法人等」とあるのは、「商工組合

中央金庫」と読み替えるものとする。

- l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額」の欄には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、商工組合中央金庫がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、商工組合中央金庫がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。
- m レバレッジ比率告示附則第四条第一項の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額」の欄には、旧計算告示第七条第九項の規定により、商工組合中央金庫がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、商工組合中央金庫がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。この場合において、旧計算告示第七条第九項中「商工組合中央金庫又は連結子法人等」とあるのは、「商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。

(3) レポ取引等に関する額

- a 「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。
- b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額」の欄には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の欄には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。

b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額」の欄には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。

b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表 1 及び表 2 に記載された番号をいう。

b 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c 「前期末」、「前中間期末」及び「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

d 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「－」を記載すること。